

令和6年度 事業計画

1. 基本方針

相続登記の義務化が本年4月1日から始まりました。土地家屋調査士は遺産分割に伴う分筆登記など本施策を支援していきます。

また、法務局地図作成事業も令和7年4月から新たな10か年計画として実施されます。

地図は登記事務の処理構造には不可欠であるため、我々が有する知見や経験をいかして、高精度な地図を実現できるよう協力していきます。

道南各地を初めとする様々な地域において、私たち土地家屋調査士は、不動産の表示に関する登記につき必要な土地又は家屋に関する調査及び測量を行う専門家として、常に技術を研鑽し、不動産の物理的状況を正確に登記記録に反映させるために必要な調査及び測量を行っていきます。

1. 重点施策

総務部	I. 会員指導 II. 会員親睦のレクリエーションの開催
財務部	I. 土地家屋調査士国民年金基金の推進 II. 会計確認の実施
業務部	I. 土地家屋調査士業務に関する指導及び連絡 II. 業務の研究及び改善に関する事項
研修部	I. CPD運用に伴う研修及び勉強会の積極的な実施 II. 連合会から配信のeラーニングコンテンツの積極的な活用。 III. 他部署との連携による研修会の実施及び支援
広報部	I. 会報「いさり火」の発行 II. 土地家屋調査士のPR III. 函館地区士業連絡協議会への積極的参加、協力
土地境界問題相談センター 函館	I. 空地・空家問題と相続登記を背景とした境界問題の研究 II. 他会境界問題相談センターとの情報交換 III. 筆界特定制度との連携 IV. 法テラスとの連携